

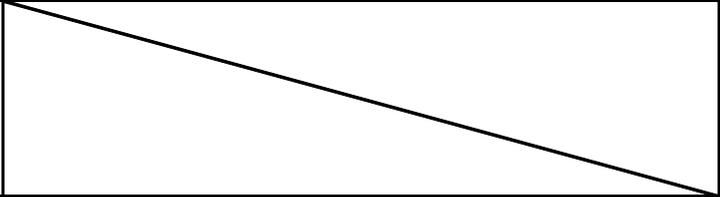
様式第5号（第6条関係）

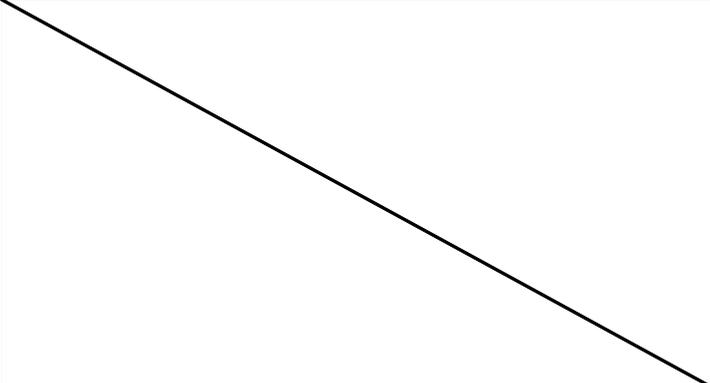
橿原市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	令和元年度 第24回委員会 令和2年2月20日（木） 於. 橿原市役所 分庁舎4階 会議室C	
出席委員	委員長 川上 勇 委員 村井 証文 委員 山本 勝昭 事務局 生活安全部長、生活安全部副部長 契約検査課長、検査技監、 契約検査課課長補佐3名 契約検査課統括調整員1名	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	
抽出案件	総件数 10件	(備考) 期間内入札等件数 総件数 351件
事後審査型条件付き 一般競争入札	2件	事後審査型条件付き一般競争入札 107件
指名競争入札	1件	指名競争入札 6件
総合評価落札方式	0件	総合評価落札方式 0件
プロポーザル方式	1件	プロポーザル方式 10件
随意契約	4件	随意契約 132件
条件付き一般競争入札	1件	条件付き一般競争入札 44件
設計施工方式	0件	設計施工方式 0件
条件付き一般競争入札 (事後審査あり)	1件	条件付き一般競争入札 (事後審査あり) 52件
委員からの意見・質問、 それらに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	
委員会による意見具申 又は勧告の内容	特になし	

【別紙】

委員からの意見・質問	市の回答
<入札及び随意契約の執行状況について>	
前年に比べ随意契約の額が増加しているが、主な原因は何か？	今年度、記載されている数億円の委託契約が、前年度には存在しないためである。 確認は取れていないが、ここ数年間で補助事業が委託契約へと予算編成が変更されたことが要因と思われる。
<抽出案件の参加資格設定及び業者の指名・選定理由について>	
抽出事案1〔八木中学校体育館防水改修工事〕について	
参加業者が2者しかいない理由は何か？	発注基準から対象業者は8者であるが、今回の対象期間中に他3件の防水工事についても2～3者の参加で相対的に少ない傾向にある。 なお、落札率はくじ引きの結果により変動するものである。
抽出事案2〔各小中学校受電設備改修工事伴う設計委託〕について	
設計金額（予定価格）は公表しているか？ 入札率100%となった理由は何か？	工事・コンサルについては事前公表している。 入札率100%となったのは、落札意思がなく公表されている設計金額を入札したと推測される。
対象業者が114者いる中、1者のみというのは何か理由があったのか？	一度入札不調になり再積算後に再発注した案件であり、原因としては設備設計可能な業者の人手不足であったと聞いている。
そもそも対象業者が114者との判断に疑問が残る。 応札可能者が少ないならば、地区指定を拡大する検討はできなかったのか？	発注基準により地区指定を準県内業者としたが、参加者が少ない状況が続くようであれば、県外業者まで拡大する協議は必要と思われる。
抽出事案5〔樫原市新沢千塚公園拠点施設管理運営業務委託〕について	
現契約業者以外に提案の参加者がなくプロポーザルの必要性が乏しい。 契約金額も予算額どおりで形骸化しており、随意契約も可能と思われるが今後もプロポーザル方式で発注していくのか？	業務の性質上、仕様書に規定されたものだけではなく、事業者のノウハウを期待しているところがあるため、プロポーザル方式を選択したいとの発注担当課の意向である。
指定管理制度へは移行はしないのか？	他の体育館の指定管理者の見直し時期に合わせ、指定管理制度への移行も考えられる。
抽出事案7〔新沢千塚公園拠点施設管理運営業務〕について	
随意契約の理由として、緊急性とはどのようなものか？	価格競争での入札は契約締結まで2ヶ月、プロポーザル方式では3ヶ月を要するため、新年度早々に開始する必要がある業務は入札する時間がないと解釈し、緊き期間を直前の業者と同契約内容で随意契約としている。
新年度からの業務と前もってわかっていたら、前年度中に入札はできなかったのか？	通常は債務負担行為を活用し、前年度中に入札・契約を行っている。 本案件は今後、指定管理制度へ移行する可能性があるため、長期継続契約や債務負担行為として発注できなかった。
本案件も参加業者が1者で、そのまま特定されている。 他の業者が参加できる工夫を凝らす必要があり、参加を促す方法を考えてもらいたい。	

委員からの意見・質問	市の回答
抽出事案8〔平成31年度櫃原市こども園給食用物資の購入〕について	
<p>随意契約の理由として、その性質又は目的が競争入札に適しないためとあるが、その他の業者は存在しないのか？</p>	<p>こども園給食用物資については、米やパンの主食・牛乳・副食や菓子等それぞれ複数の取扱業者と各々随契している。 学校給食とは異なり加工品は不可で、食材の使用量も少なく学校給食物資業者では対応できないとのこと。 また、新規参入業者も納入条件が厳しいため辞退する状況である。</p>
<p>今後も随意契約していくのか、原則どおり入札へ移行するべく検討が必要であると思うがどうか？</p>	<p>登録業者全者へ納入可能か問合せした結果であるため、現状はやむを得ないと判断している。 なお、数年後には再度入札可能か見直しをする予定である。</p>
抽出事案9〔平成31年度プリンタ用トナーカートリッジの購入〕について	
<p>設計金額（予定価格）は公表しているか？ 入札率100%となるのはなぜか？</p>	<p>役務・物品については事前公表していない。 参考見積を2者から徴収したところ同額であったため、その金額を予定価格とした。 入札時にはその2者のみの参加となり、1者は入札書類不備による無効、残る1者が参考見積どおりの価格を入札した結果、入札率100%となった。</p>
<p>参加業者が2者となっているが、参加を増やすことはできなかったのか？</p>	<p>メーカー指定はあるが汎用性のある物品購入で、地区指定を準県内業者としており、十分参加可能と思われたが結果的に2者となった。</p>
<p>登録業者が59者あり、参加業者が2者であっても競争性が確保されると判断しているが、違和感を感じる。事務局の見解を聞きたい。</p>	<p>一般競争入札において、広く公告をして入札希望者を募集するもので、入札参加者が少数であっても、他の者は競争に参加する利益を放棄したことにより競争入札に敗れたと解釈している。</p>
<p>昨年も同じ2者の参加となっており、同じ2者の競争では価格の硬直化の恐れがある。 今後は県外業者へ拡大することや、原則として一般競争入札は理解できるが、参加者の少ない案件では指名競争入札にするなど、更に参加者を増やす方法を検討するべきである。</p>	
抽出事案10〔櫃原市休日夜間応急診療所の医事業務〕について	
<p>1者のみの参加の理由は何か？</p>	<p>以前の指名競争入札時から複数者を指名しても、この1者の参加であったため、暫くは特命随契としていた。 ただし3年を目途とし、再度入札を行ったが1者のみとなった。</p>
<p>入札率100%となった理由は何か？</p>	<p>積算金額について、発注担当課では積算不可能であるため、現契約業者へ参考見積を徴取し予定価格とした。 よって、見積額を以て入札した場合は入札率100%となる。</p>
<p>参加者の増加が見込めず随意契約となるならば、十分な価格交渉をしたうえ有利な契約をするよう努力してもらいたい。</p>	

委員からの意見・質問	市の回答
<p>総じて対象業者は数多くいるが、最終的な参加者が1～2者となっている。</p> <p>工事・コンサルにも言えるが役務・物品は顕著となっている。発注者側だけでなく受注者側の受取り方なども調査検討する必要がある。</p> <p>また、単年度主義が社会経済の実態と乖離してきており、一定期間の安定的な業務を保証することも重要である。中期的な行政事務の執行である長期継続契約など積極的に活用してもらいたい。</p> <p>今後、入札参加者が増え、競争性が確保され、経済性が発揮されるよう行政サイドとしての検討が必要である。</p>	
<p><建設工事種別の発注統計について></p>	
<p>特になし</p>	
<p><工事成績について></p>	
<p>B評価の細分化について、その後どうなったか？</p>	<p>橿原市建設リーダー会議に諮り、下部組織である土木グループ・建築グループ・電気機械グループのそれぞれで協議した。</p> <p>その結果、総合評価方式や経審の主観点については評定点を用いているので、アルファベットのB評価の細分化は特に必要ないとの結論となった。</p>
<p><入札参加資格停止措置の運用状況について></p>	
<p>特になし</p>	
<p><その他事項について></p>	
<p>特になし</p>	
<p><次回の開催について></p>	
<p>次回の当委員会は、令和2年8月に開催予定。</p>	